

政策決定会議概要（8月21日開催分）

日 時 平成 29 年 8 月 21 日（月曜日）10 時 00 分～11 時 00 分
場 所 市役所本館 2 階 会議室

【案件】（仮称）箕面船場駅前地区まちづくり拠点施設整備運営事業に係る特定事業の選定及びこれに伴う関連条例の整備について

出席者

委 員 市長、副市長（市政統括監事務取扱）、地域創造部長
担当部 地域創造部副部長、同部北急まちづくり推進室長、同部交通政策室長
人権文化部長兼子ども未来創造局担当部長（生涯学習担当）、人権文化部副理事兼子ども未来創造局副理事（生涯学習担当）、人権文化部文化国際室長
事務局 市政統括政策推進室職員

確認事項

- ・ 特定事業の選定（PFI手法による事業実施の意思決定）について
- ・ 関係条例の改正等について

結 論

- ・ 特定事業の選定について、了とする。
- ・ 条例改正等について原案を了とし、議案提出の手続きを進めること。

質疑・意見等

Q: 本事業を市が直接実施せず、PFI 事業として実施する理由は。

A: 市が直接実施する場合に比べて、一括受注による業務の効率化及び民間事業者の創意工夫が発揮され、建設費用の縮減が見込まれる。

また、PFI 事業として実施することで、施設整備との一体事業化、長期運営等の効果が発生し、維持管理費用の縮減などが見込まれる。

Q: 費用縮減額の見込みはいかほどか。

A: 従来方式と比較して、PFI のコスト削減率は 11.9%、VFM（バリューフォーマナー）は 13.4%を見込んでおり、類似事例と比べても遜色ない数字である。

Q: 今後の予定は。

A: 10 月に入札公告後、平成 29 年度中に事業者と契約締結予定。また平成 30 年度～平成 32 年度に施設を整備し、平成 33 年 4 月から供用を開始

する予定。議会関係では、9月議会に債務負担行為を提案する。

Q: 駐車場条例について、船場以外の改正要因について説明を。

A: 牧落及び桜井駐輪場については、昨年度の定期監査において、指定管理制度の導入を検討するよう指摘されており、検討の結果、現在も業務の大部分が委託で、残りの一部分も委託可能であると整理できたことから、指定管理に移行しようとするもの。

現在は、高齢者の安定した雇用を確保するため、随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号）により管理業務をシルバー人材センターに委託しており、指定管理制度を導入してもシルバーを候補者として議会に提案する予定である。

駐車場と駐輪場関係の条例を一本化するのは、市民にとってわかりやすい条例構成とするための事務的な整理である。

Q: 船場の各施設の名称が「(仮称)」となっているが、正式名称はいつ決めるのか。

A: 少なくとも新駅の名称が決まらないと、決められないと考えている。新駅名称の決定権は北大阪急行株式会社にあり、早期の決定を求めていく。

Q: 現グリーンホールや萱野南図書館に関する条例の整理はいつするのか。

A: 移転日が決定次第、改めて条例改正を提案する予定。

Q: 船場の各施設の開館日、開館時間等は。

A: 既存施設をベースとしつつ、PFI事業者または指定管理者となる大阪大学からの提案により、既存施設よりもサービスを充実することを期待している。

Q: 生涯学習センター運営審議会を生涯学習審議会に変更する意義は。

A: 現行の生涯学習センター運営審議会は館長の諮問機関で、主に館における各種事業の企画を審議いただいているが、その所掌範囲は広くない。これを教育委員会所管の生涯学習審議会にすることにより、より広範に、生涯学習分野全般について審議いただき、今市が取り組んでいる健康長寿の取り組みに対する生涯学習の役割などについても議論できる場としていきたい。

以上